

令和6年度葛巻町立保育所等入所申込受付要領

令和6年4月1日以降、新たに町立保育所等へ入所を希望する方の申込を次のとおり受付します。
また、葛巻町に住民登録をしている子どもで、町外の保育所等への入所を希望する場合も入所申込が必要となりますのでご注意ください。

なお、今年度からは対面での面接ではなく、原則書類審査のみとなります。必要に応じて、個別相談はお受けしますので、ご連絡ください。

1 町立保育所名及び定員

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	開所時間	延長保育	認定区分*及び定員
認定こども園 葛巻保育園	葛巻 12-37-1	66- 2532	6か月～ 就学前	7:30～ 18:00	18:00～ 19:00 (有料)	1号認定 : 15人 2・3号認定 : 70人
葛巻保育園分園 五日市保育園	江刈 25-54-3 (五日市小学校内)	68- 2131	1歳～ 就学前		なし	2・3号認定 : 20人
葛巻保育園分園 小屋瀬保育園	葛巻 29-34-1	66- 0400				2・3号認定 : 20人
葛巻保育園分園 江刈保育園	江刈 12-42-9	66- 3639				2・3号認定 : 20人

※1号認定…満3歳以上で、教育を希望する子ども

※2号認定…満3歳以上で、「保育を必要とする理由」に該当し、保育を希望する子ども

※3号認定…満3歳未満で、「保育を必要とする理由」に該当し、保育を希望する子ども

2 町立保育所に入所できる基準

(1) 1号認定

- ① 受入年齢：3歳～就学前
- ② 保育を必要とする理由：該当なし
- ③ 1号認定は、保護者の希望により短時間利用（8:30～14:00）と長時間利用（7:30～18:00）のいずれかを選択できます。なお、分園については入所調整の結果、2・3号認定の定員に空きがある場合のみ受け入れを行います。

(2) 2・3号認定

- ① 受入年齢：認定こども園葛巻保育園 6か月～就学前
五日市・小屋瀬・江刈保育園 1歳～就学前
- ② 保育を必要とする理由：保護者（父母）が次のいずれかの事情にある場合。

区分	保育を必要とする理由
就労	家庭外又は家庭内において労働（1か月において48時間以上）することを常態とすること。
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がない（出産から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで）こと。

疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
介護・看護	同居の親族を常時介護し、又は看護していること。
災害復旧	火災、風水害や地震など災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。 ※保育所の利用期間は90日間を基本的な期間とする。
就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）していること。
育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められること。
その他	その他、虐待やDVのおそれがある場合や上記に類する状態として町長が認める場合。

3 保育料

葛巻町に住民登録をしている子どもの保育料は、無料となります。
ただし、延長保育は有料です。（1回200円、月上限2,000円）

4 提出書類

- (1) 支給認定（現況）申請書兼入所申込書 ※子ども1人につき1部
- (2) 健康申立書 ※子ども1人につき1部
- (3) 以下の表のとおり、各保育を必要とする理由に応じた ※2・3号認定のみ

区 分	提出書類
就労	就労証明書(事業主の証明を受けてください。) 自営、農業等の場合は、保育必要事由証明書に民生委員の証明を受けてください。
妊娠・出産	保育必要事由証明書 + 母子手帳の写し（出産日・予定日がわかる箇所）
疾病・障害	保育必要事由証明書 + 診断書、障害者手帳等、若しくは民生委員の証明
介護・看護	保育必要事由証明書 + 診断書、障害者手帳等、若しくは民生委員の証明
災害復旧	保育必要事由証明書 + 民生委員の証明
求職活動	求職活動等申立書、ハローワークの登録証の写し等
就学	合格通知書、学生証、在学証明書等
育児休業	就労証明書（事業主の証明を受けてください。）
その他	別途、ご相談ください。

※民生委員の証明は、保育必要事由証明書下部の証明欄に、居住する地区の民生委員から証明を受けてください。

提出書類は、こども教育課及び各保育園で交付するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

5 提出方法及び期限

こども教育課に直接提出いただくか、郵送、メール、FAX での提出も可能です。

(8 の宛先まで提出してください。) **提出期限 令和6年1月26日(金)**

※記入にあたって、ご不明な点等ありましたら、ご連絡ください。

※提出いただいた書類の内容について、担当からご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。

6 入所の決定

- (1) 提出いただいた書類を審査し、必要に応じて個別に聞き取り・確認を行ったうえで入所の可否を決定します。
- (2) 次の事由により、希望する保育所に入所できない場合がありますので、予めご了承ください。
 - ① 入所希望者が多数いるため。
 - ② 入所を希望する子どもが、入所基準（2参照）に該当しないため。

7 町外の保育所等への入所について（広域入所）

葛巻町に住民登録している子どもで、保護者が町外に勤務していること等を理由に、町外の保育所等への入所を希望する場合は、希望する保育所の条件を確認した上で、所在市町村及び保育所の承諾を得られれば入所することが可能です。この場合も、4に示した書類を提出してください。

8 問い合わせ及び書類提出先

葛巻町教育委員会事務局 こども教育課 幼児教育係

〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1

TEL 0195-65-8989（直通）

FAX 0195-66-4389

E-Mail kuzumaki0908@town.kuzumaki.iwate.jp